

令和6年7月5日 14時00分
近畿地方整備局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

有限会社 山内建築事務所

期間:令和6年7月5日から令和6年10月4日まで(3ヵ月)

範囲:近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

有限会社 山内建築事務所が、落札決定後に契約辞退したことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

<取扱い>

<配布場所>

近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6942-1141

総務部契約課長

総務部契約課建設専門官

おおぎり

大桐

はやかわ

早川

あつひこ

敦彦

たかし

健

(内線 2511)

(内線 2512)

令和6年7月5日
近畿地方整備局

有限会社山内建築事務所に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

有限会社 山内建築事務所は、福井河川国道事務所発注の「大野油坂道路新長野トンネル電気室新築工事監理業務」を令和6年5月13日に落札した。

落札決定後、電気設備及び機械設備の主任担当技術者を配置できないため、令和6年5月15日に履行不能届を提出した。

2. 指名停止措置理由

有限会社 山内建築事務所が落札決定後に履行不能届を提出したことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止3カ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：有限会社山内建築事務所

福井県敦賀市元町2-6

代表取締役 山内 正樹

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和6年7月5日から令和6年10月4日まで(3カ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。